

社会福祉法人 訪問の家 「 朋 」
短期入所サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 訪問の家
法人所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中 4－7
電話番号	045－894－6611
代表者氏名	名里 晴美
設立年月	昭和61年4月1日

2. 利用施設

施設の種類	指定施設・平成18年10月1日指定
施設の目的	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により健康管理をベースに給食、介護サービスや創作活動、生産活動、社会的活動等を行い、心のリフレッシュを図る。また、利用者の思いに寄り添い、可能な限り利用者ご本人の希望を実現できるための支援を行います。
施設の名称	朋
施設の所在地	神奈川県横浜市栄区桂台中4－7
電話番号	045（894）6611
施設長(管理者)	庄司 七重
施設の運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ決めの細かな短期入所サービスの提供。
開設年月	昭和61年4月1日
サービス実施地域	横浜市内、栄区、戸塚区、港南区、泉区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区、都筑区、港北区、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区
定員	4

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

居室・使用場所	室数	備考
医務室	1室	
作業室	1室	トイレ
合 計	2室	

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備 考
短期入所室	2室	上記3 (1) 参照
食 堂	1室	
医務室	1室	
静養室	1室	
浴室	1室	
洗面所	2箇所	
便所	2箇所	
相談室	1室	

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。
- ②タンスなど大きな家具を使用する場合は事前にご相談ください。

4. 職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長	1名		1名
2. 看護師	1名	3	1名
3. 生活支援員	6名	4	1名

主な職種の勤務体制

職種	勤 務 体 制
1. 生活支援担当	標準的な時間帯における最低配置人員 勤務時間は、必要に応じて調整するものとする。 1名

☆水・日・祝は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては次の通りです。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等が支給されます。事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。

(短期入所利用者負担額)

＜障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要＞

§ 1 日常生活の支援

(ア) 入 浴

入浴・清拭は、必要に応じて行い、利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。(夏場は必要に応じて行います。)

(イ) 排 泄

利用者の心身の能力を最大限活用した支援を行います。

(ウ) 着脱衣

(エ) 整 容

§ 2 医療および健康管理

(ア) 健康管理：看護師の指示のもと健康管理を行います。

(イ) 服薬の支援：看護師が管理し支援員が与薬します。

§ 3 社会的活動の支援

(ア) 日常生活支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援

(イ) 余暇活動

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(ア) 食事の提供

利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

朝食： 8時頃 実費

昼食： 12時頃 実費

夕食： 18時頃 実費

*上記時間を基本とし、食事提供を行います。

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

買い物等	実費
日用品・保健衛生費	1泊 25円

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、お支払い下さい。

(利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(最終日に利用時の様子を記録してお渡しします。)

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

苦情受付窓口(担当者)

氏 名 妹尾 雅史 [職名] 支援課長

苦情解決責任者

氏 名 庄司 七重 [職名] 施設長

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

附則

- ・短期入所事業 「朋」
(重要事項説明書)

上記のものは、令和 8 年 7 月 1 日より施行するものとする。